

大野城市読み聞かせボランティア登録要領

平成25年3月25日

要領第2号

改正

令和3年1月15日要領第1号

(目的)

第1条 この要領は、読み聞かせボランティア（以下「ボランティア」という。）を登録し、市内で実施される読み聞かせ事業を推進することを目的とする。

(登録要件)

第2条 ボランティアの登録の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。ただし、ブックスタート事業において読み聞かせを行う者としての登録の要件は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、ブックスタートの講習を受講したこととする。

- (1) 大野城市（以下「市」という。）、大野城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、大野城まどかぴあ図書館その他これらに類する者が実施する読み聞かせ講習を修了していること。
- (2) 大野城まどかぴあ図書館、大野城市立学校、地域貸出文庫その他これらに類する者が実施する読み聞かせ事業での読み聞かせの経験があること。

(登録申請)

第3条 ボランティアの登録を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、読み聞かせボランティア登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(審査・決定)

第4条 市長は、登録申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、読み聞かせボランティア登録決定（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(登録期間)

第5条 ボランティアの登録の期間は、前条の規定による登録の決定があった日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

(活動内容)

第6条 読み聞かせボランティアの活動内容は、次のとおりとする。

登録番号〔 年度 号〕

- (1) 絵本の読み聞かせ
- (2) その他市長が必要と認める活動

(他団体等への紹介)

第7条 市長は、市及び教育委員会以外のボランティアを必要とする団体又は個人から問い合わせがあった場合は、ボランティアを紹介することができる。

2 前項の規定による紹介（以下「紹介」という。）の対象となる事業は、大野城市情報発信ツール運用要綱（平成28年要綱第44号）第6条第1項に掲げる者（以下「団体等」という。）により市内で開催され、かつ、市民が参加するものとする。ただし、次の各号に掲げる事業のいずれかに該当すると認められる事業については、紹介の対象としない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのある事業
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのある事業
- (3) 市長がボランティアの紹介が適当でないと認める事業

3 紹介を受けた団体等が実施する事業において、ボランティアが活動を行う場合であって、当該ボランティアの活動のための場所が必要なときは、紹介を受けた団体等が場所を提供し、又は場所を使用するための経費を負担するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、ボランティアの登録に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和3年1月15日要領第1号）

この要領は、令和3年1月15日から施行する。

この要領の施行の際現に登録されているボランティアは、当該登録期間が経過するまでの間、この要領による改正後の大野城市読み聞かせボランティア登録要領の規定により登録されたボランティアとみなす。